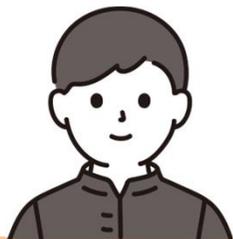


こども性暴力防止法の 施行について

障害児施設特化版



topics

- ✓ 「こども性暴力防止法」とは？
- ✓ うちの事業所への影響は？
- ✓ 今後のおおまかなスケジュール
- ✓ 今、事業者の方に取り組んでいただきたいこと
- ✓ 制度に関する詳細な情報を知りたい

「こども性暴力防止法」とは？

- 性暴力は、こどもの心身の発達に深刻な影響を及ぼし、断じて許されるものではありません。
- こども性暴力防止法では、対象事業者に対して、従事者の性犯罪前科の確認をはじめとする、こどもへの性暴力を防ぐための取組が義務付けられています。



うちの事業所への影響は？

- 障害児施設は制度の「**義務対象事業者**」です。

令和8年12月25日以降、対象事業者には、次の措置が求められます。

- **安全確保措置** ... 被害の早期把握のための面談・アンケート、相談体制の整備 等
- **犯罪事実確認** ... 従事者の性犯罪前科の有無の確認
- **防止措置** ... 性暴力のおそれがあると判断される場合のこどもとの接触回避策 等
- **情報管理** ... 性犯罪前科等の情報の適正な管理

今後のスケジュール

- こども家庭庁では、令和8年4月から施行日までの間に、所轄庁を通じて事業者情報を取りまとめ、システムへの一括登録と各事業者アカウントの発行を行う予定です。
- 学校設置者等は、**令和8年4月末頃までに確実にGビズIDを取得**した上で、令和8年4月から7月の指定期間中に、こども家庭庁にGビズIDを含む事業者情報を事前登録する必要があります。

③の「事業者情報の登録」については指定権者から別途御案内します。

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
こども家庭庁	周知・説明会等				⑤データクレンジング						★	⑦システム 暫定稼働 (12月中旬)
デジタル庁		②GビズID発行・通知			所轄庁ごとに順次提出・確認			照会	回答	データ取込み		
所轄庁					④事業者情報の確認・とりまとめ・提出			⑤こども家庭庁からの確認に対応				↓権限設定
学校設置者等 ・施設等運営者		① GビズID申請等				↑順次提出・確認						↓権限設定 本格稼働 (12月25日)
			③事業者情報の登録(※施設・事業所が登録)							⑤こども家庭庁からの確認に対応	⑥権限設定準備	★

今、事業者の方に取り組んでいただきたいこと

就業規則の整備等

就業規則等を整備して従事者に周知すること、採用選考時に性犯罪前科を確認することなどがが必要です。

法で求める体制整備

こどもからの相談窓口の設置、不適切な行為の検討など、法で求める取組の準備が必要です。

従業者への周知

こども家庭庁のリーフレットを御活用ください

制度開始に伴い、従事者が対応すべき事項(性犯罪前科の確認、研修受講等)の周知をお願いします。

GビズID登録

4月末を目安に登録をお願いします

手続はオンラインで行います。
システムの利用のためGビズIDの事前取得が必要になります。 ※法人単位に取得

よくある御質問

Q1 児童発達支援事業所は「犯罪事実確認」の対象となりますか？

Q2 就業規則の整備や求人票の作成にあたって雛形はありますか？

Q3 保育士については「保育士特定登録取消者管理システム」がありますが、こども性暴力防止法の対象事業者に求められる「犯罪事実確認」とは何が違うのでしょうか？ また、こども性暴力防止法施行後も「保育士特定登録取消者管理システム」による確認は継続しなければいけませんか？

よくある御質問

Q1 児童発達支援事業所は「犯罪事実確認」の対象となりますか？

A 児童発達支援はこども性暴力防止法上の「**学校設置者等**」に該当します。
「学校設置者等」は法に基づく安全確保措置等を義務として実施すべきものとして位置づけられ、「犯罪事実確認」等の各種措置を講ずる必要があります。

法律上「学校設置者等」に位置付けられるもの

- 指定障害児入所施設等
- 児童発達支援
- 放課後等デイサービス
- 居宅訪問型児童発達支援
- 保育所等訪問支援



よくある御質問

Q2 就業規則の整備や求人票の作成にあたって雛形はありますか？

A 各種雛形はこども家庭庁のホームページからダウンロードできます。

こども家庭庁ホームページ

こども性暴力防止法(学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律)

<https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety/efforts/koseibouhou>



よくある御質問

Q3 保育士については「保育士特定登録取消者管理システム」がありますが、こども性暴力防止法の対象事業者に求められる「犯罪事実確認」とは何が違うのでしょうか？ また、こども性暴力防止法施行後も「保育士特定登録取消者管理システム」による確認は継続しなければいけませんか？

A それぞれ以下のような違いがあります。

また、法施行後も「保育士特定登録取消者管理システム」は継続し、「保育士特定登録取消者管理システム」の対象事業者は、内定の前後で二段階の確認を実施することになります。

	確認する内容	確認時期
「保育士特定登録取消者管理システム」	特定登録取消者に該当するか否かを確認	内定前に活用
「犯罪事実確認」	特定性犯罪事実該当者であるかを確認	内定後に実施

制度に関する詳細な情報が知りたい

- **こども性暴力防止法 制度紹介ページ（こども家庭庁）**

リーフレットやガイドラインの確認ができます

<https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety/efforts/koseibouhou>

- **事業者情報の一括登録(まとめ登録)：義務対象事業者のみ**

GビズIDの取得に関する情報はこちら

<https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety/efforts/koseibouhou/matometouroku>